条

埼 玉 税 例 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 例 を に 公 布 する

平成三十年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

る 玉 一県税条 例 昭和 三 十 五. 年 埼 玉 一県条例 第三十 八 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} に 改 正 す

第三十 条 \mathcal{O} 三 第 項 中 「当該 Ĺ を 同 表 \mathcal{O} 改 \otimes る

同条第十 (平成二十七 ガ \mathcal{O} ス 般ガ 三十 \mathcal{O} 節 小 下 売 項に ス に お 事 導管事業及び 業者 年法 11 規定する 第 **(**ガ て 律第四 同 ス 項 (同 Ü 事 中 項 ガ 業 $\overline{}$ 同 0 +法 に ス 条第七 _ 七号) 製造事業者及 義務を負う者に (昭 ょ を 加 0 和 て 頃に <u>二</u>十 え 附 \sqsubseteq る。 則第二十二条第 を 規定する特 九 び 年 に 限 電気事業法等 法 ょ 律第 り る。 : 定 ガ \smile に 五. 一項に 以 $\overset{+}{-}$ 改 外 ス導管事業以 8 号) 0) \mathcal{O} 規定する 者が行うも __ 同 部を改 第二条第五 項 第二号中 外 旧 正 \mathcal{O} 0) _ す ŧ 般ガ を除 る等 項に 「ガ \mathcal{O} のう 規 ス \mathcal{O} ス み 定 法 供 な 律

同 第四 を 11 に 第三項まで」 項 項 て 改 を同条第五 は 8 三十二条 (第三十二条 を 同 に 「ときに限 び 項第三号中 に、 には お 第三項」 \mathcal{O} 一項とし、 V 八 に ては」 第 \mathcal{O} _ 9 + 戸に 項 を を を 中 に係る」 同条第三項 の二第一項」 「第三十二条 に 0 「ときに限 \neg 第三 11 に て は お を 項及び第 1 に を「 の次に次 \neg て 改め、 に、 b, \mathcal{O} は \mathcal{O} + _ 用 戸 \sqsubseteq 兀 一の二第一 に を \neg 供す 第 に改 項」 \mathcal{O} に、 12 _ 同 項を加 一項」 め、 に、 項 る は 項」を につ に に を 同 「場合に \mathcal{O} える。 項を同 改め、 \neg 下 11 及 て に 次 「次項」に、 条第六 項」 $\vec{\ }$ お 同 び _ 第三項」 V 条第三項 第三項」 を て に $\overline{}$ 項 は 改 8 に 中 を を を 0 同 同 「とき 加 11 カュ 項 て え、

額 た 適 ル た額に 金額 で 合既 税標準となる 取得税に の各号 存 が 額 当該 項 住 す 百 る。 五. 宅 0 \mathcal{O} + 値 お 以 土 11 1 外 地 て 万 ベ ずれ **金** き は、 \mathcal{O} 円 T \mathcal{O} 該 価 同 を 上 かに該当する場合には、当該土地 超える 一にある 当 数 格を当該土地 \mathcal{O} 値 を 該税額か が 11 とき 一百 う。 耐震基準 戸 は を 以 ら百五十 超 下 \mathcal{O} 0 当 面 え V $\overset{\sim}{\smile}$ 不適合既存住宅 該 る \mathcal{O} 積 7 場合 方円 乗じ そ 項、 の平 \mathcal{O} 次条第 方 て に 床 (当 得た は 面 メ 該 積 の取得 金 土 \mathcal{O} 1 (既存住 一百とす 二倍 額) 項及 ル 地 で表 に 係 に \mathcal{O} び 12 る。 宅 税 面 第三十二条 L る 対 率を乗じ 積 \mathcal{O} た 不 L 数 動 \mathcal{O} て を乗 平 ち 値 産 方 耐 で 取 す Ü \mathcal{O} 震 て X 除 る て +税 不 7

- 得が 土 第三十二条 準 取 不適 合 た \mathcal{O} + 既 _ 存 が \mathcal{O} 住 宅 土 __ 取 地 項 得 を \mathcal{O} 取 規定 た 場 合 に 該当す 日 (当 カコ 該 6 る 耐 --- 場合 年 震 基 以 に 準 内 不 限 に 適 る 当 合既存 土 地 住 \mathcal{O} 宅 上 に \mathcal{O} 取 あ
- 土 \mathcal{O} 地 取 を 基 が 取 準不 第三十二条 適 た 合 者 既存 に が 当 \mathcal{O} 該土 住宅 +_ の 二 を取得 地 を 第一 取 得 項 T \mathcal{O} た 11 規定に た場合 日 前 _ 年 該 **(当** 当す \mathcal{O} 該 期 る場合に限 耐 間 内に当 震 基準 不 該 適合 土 る。 地 既 \mathcal{O} 存 上

に、 を「、 の 二 に は 当該土 \mathcal{O} に 改 第三十二条の 第 取得 あ \otimes 「にお 第三項第一号 0 地 項の て **当** ** \ \mathcal{O} は 該 当該 て 取 規 年 は 定に 得 土 以 九 取 第 \mathcal{O} 地 内 文は を「 該 得 日 \mathcal{O} 上 項 当することとな カゴ \mathcal{O} \mathcal{O} には 第四 に 下 中 日 ら 六 あ カコ に 項」 月 る耐 5 又は に 以 __ に 改 内 震基 年 第三項第 同条第四 める 六 改 め、 を加 月以 つた 準 不 え、 日 適 内 項 同 _ 第一号 号」 条第三項中 前 合 に行 既 同 同条第二 存住宅 項第二号 を わ \mathcal{O} $\vec{}$ れ 規 たも 定 項 \mathcal{O} 第三項第 っに 中 取 0 \mathcal{O} 適用 得が 規定 \mathcal{O} ょ **「**又 に 0 て を受け は 限 第三十二条 \mathcal{O} 一号 第三 る。 適用 を 又 を受け 項 第 る 土 は に に 第 より 一号」 \mathcal{O} 地 兀 あ つて + \mathcal{O} 項 取

第三項第 第三十二条の _ 号若 十中 しく は第 に 四項」 ょ つて」を「によ に 改 が る。 ŋ _ に、 若 し < は第三項第 __ 号 _ を \neg

に 改め 第三十二条の +_ 第一 項中 「又は第三項第 __ 号 を \neg 第三 項 第 __ 号 又 は 第 兀 項

ŧ \mathcal{O} 第三十二条 を V う。 以 \mathcal{O} 下この + \mathcal{O} 項 12 第 お _ 1 項 7 中 同 r. (既存 \sqsubseteq 住 を削 宅 \mathcal{O} る う 5 耐 震 基 準 適 合 既 存 住 宅 以 外 \mathcal{O}

第 + に規定 定 附 号」に する 日 日 則第 する を「平成三十二年三月三十一日」 に +改 土 め、 条 改 の二第 \otimes 例 適用 地 る 同 条 \mathcal{O} 第二項 住 取 項中 宅 得 が \mathcal{O} 日」を 新 中 築さ 平 \neg 同 成 れ 項第一号」 三十年三月三十 ることが 同日」 に、 に、 を 木 \neg 同号」 難 「当該 \neg 同 で あ 項」 日 取得の る を _ 場合と に、 を 「第三十二条 平 日 L 平 成 カコ 7 ·成三十 ら三年以 三十二年三 \mathcal{O} を 年三 八 同 内 第 月三 号 に __ 項 同

8 則第十二条第一 改 \Diamond 同 条第二 項 項 中 中 若 平成三十年三月三十 L は第三項」 を _ 日 \neg 第三項若 を 平 成三十三年三月三十 し < は 第 兀 項」 に 改

に、 則第 十三条 ŧ> \mathcal{O} 中 に 0 及 V び て 第三項」 を Ł を \mathcal{O} カュ \sqsubseteq に ら第三項 改 \otimes る まで」 に \neg 戸 に 0 V て を

三項 にお 則第 に て 兀 改 同 条第 \Diamond ľ 同 項 条 を **%第二項** 加 中 え、 ょ 中 0 「平成三十年三月三十 て 「又は を 第三項」 ょ ŋ \sqsubseteq を 改 乛 _ \otimes 第三項 日 を 又は 平 を 11 第四 成三十三年三月三 う 項 \mathcal{O} 下 に に 改 8

する 規定 た 不 する 宅 第三 動 日 地 格 評 百 \mathcal{O} 取 う 価 を 5 土 附 地 中 八 に 条第 則 第 \mathcal{O} に 三年三月三十 +下 __ 改 項 兀 に 条 \emptyset \neg \mathcal{O} な 第 以 を削 る --- 項 下 登 ベ 一録され り、 き」 12 _ \neg 規定す 日 宅地 を \neg に 評 た ょ 削 [価土地] 価 る」 0 1) 格 て \neg を _ に 同 \mathcal{O} う あ 条第 を 決 لح É 0 定 ょ いう。 附 7 則第十 り は 項 L た 中 に、 \smile 価 を \sqsubseteq 兀 平 格 条 成 \mathcal{O} を に うち 三十 加 第 中 は え、 一項 · 第 12 $\dot{\Xi}$ に __ 改 規定 項に 改 決 8 定 \Diamond

改 \Diamond 附 則第 八 条 \mathcal{O} 第二 項 カュ 6 第 八 項 ま で \mathcal{O} 規 定 中 第 項」 を 第 項 に

に 改 附 \emptyset 則第 +八 条 \mathcal{O} 三 中 平 成 三十 年三月三十 __ 日 \sqsubseteq を 平 成 三十 _ 年 九 十

車 安 上 安定性制 U る た 下 (第 基 改 さ 八 同 \mathcal{O} 8 御 (施 を加え +準 月 きも 装置 \mathcal{O} 則 \otimes 0 れ 制 11 「第 装置 第十 お 行 ず 項 る 制 \mathcal{O} -- 突被 で 御 項及 規 を 同 \mathcal{O} カ V +日 れ 装 動 VI 装置 ず 以 号 と 施 則 لح T _ 6 以 八 項 で を L び れ 降 第 に 御 行 11 条 「第三号 て定め 同 車 に係 カュ 二 下こ う。 + = 係 規 ま 第 定 _ 同 \mathcal{O} に \mathcal{O} 項第四 十二項 適用 を 両 でに 80 条 同 る 置 兀 لح 以 項 安 $\overline{}$ る \mathcal{O} 第 に で 制 る 又 5 こを 係 定 定 保 上 ま 安 お Ł さ 条 を 7 動 九 れた 基 安上 にお に 号 定 る保 性 れ は 12 同 \otimes 制 V で \mathcal{O} \mathcal{O} 項 とし、 項 \otimes 準 る 御 制 7 12 る 同 _ お 下 中 安基 車 第 装置 第 四 に、 又は」を「車両 限 に ベ 条 に 5 又 £ 御 1 \mathcal{O} 11 線 る。 きも 装 て れ は \mathcal{O} 車 改 V \mathcal{O} て 装 逸脱警 |号| に 号と 置に め、 同項第二号中 規 た 同条 準 に 両 「バ ず 又 置 車 以 並 Ċ 係 安 定 は 車 \mathcal{O} れ -線逸脱 る保 定性 ス 等 」 同号を 線 \mathcal{O} لح 下 係 又は とし にも」を に 車 び 以 1報装置 逸 規 る より 改 線 に 1 下 バ て 8 同 脱 定 う \mathcal{O} 保安基準」に、 制 か 安上又は 安定性制御 に 御装置に係る保安基準」 ス 同 定 亚 号 警 項 警報装置」 を 5 \mathcal{O} -成二十七 に係る保 報 (施行 8 ょ か V 「第十一項」 同 \mathcal{O} 項第三号と \neg \mathcal{O} 項 乛 う。 逸脱 装 5 5 又 前 り \mathcal{O} 項第三号 カン 第十 置 平成 公害 \sqsubseteq は れ 11 6 ず 規 12 に た 同 に 次 第 装置に係る保安上若 安基 年八 \sqsubseteq 車 とい 係 れ 則 条 対 改 + \mathcal{O} \longrightarrow 項まで 中 に を で 線 の規定に す \Diamond る 止 を 準 及 · う。 号を その 保 七 定 る 項 ŧ 「バ 逸脱警報 月 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 「第十三項」 \mathcal{O} 安全性 8 年 安 同 ま \smile V 同条」を 衝 基 他 日 び 加 八 を に ス 等 るも 項 で ず 第 以降 突被 え 進 月 お \mathcal{O} ょ \mathcal{O} を れ を 環境保 装置に 衝 V \mathcal{O} り V \mathcal{O} \mathcal{O} かニ 「第 日 突被 に、 に 平 ず 向上 害 V 7 限 成二十 軽 ず 以 中 に、 適 れ 装 「衝 以 _ 降 害 全上 十二項 る。 を 減 係 か れ 上に」 二以 突被 る さ 車 义 制 カュ 及 両 適

車 両 重 が 五. 1 ン 以 下 \mathcal{O} 乗 用 車 施 規 則 で 定 \Diamond る Ł \mathcal{O} る。 又 は バ

逸脱 安上 で \mathcal{O} 環 き あ (施 境 又 警 適 ŧ \mathcal{O} 0 行 保 は 用 7 報 項 \mathcal{O} 装 う。 全 さ カュ 公 置 上 害 れ 渞 6 で に 第 防 る \mathcal{O} T 定 技 定 係 及 + 止 ベ 運 8 術 \Diamond そ き る 送 び 保 車 基 項 5 同 \mathcal{O} ŧ 安基 Ł 準 ま 他 れ 条 \mathcal{O} 両 た で \mathcal{O} で \mathcal{O} لح 法 に 準 施 車 規 に 環 L 第 行 線 定 お 境 て 兀 保 と 規 逸 に 11 定 + る。 則 脱 全 8 ょ て 11 う。 警 6 で 上 条 ŋ 定 報 平 衝 \mathcal{O} れ \mathcal{O} 以 $\overline{}$ \Diamond 装 成 技 穾 た 規 下 被 置 術 衝 定 る \mathcal{O} +ŧ に 害 基 穾 11 \mathcal{O} 係 軽 準 ず \mathcal{O} 七 被 ょ 年 減 で 害 れ る り **(以** 保 平 に 制 施 八 お 下 安 成 Ł 月 動 行 減 適 $^{\sim}$ 上 \longrightarrow 制 規 制 合 \mathcal{O} 又 日 御 則 動 六 す 条 は 以 装 で 制 バ 年二月 る に 公 降 置 定 御 ス お 害 に \otimes Ł 防 適 係 る 置 11 止 用 に + る ŧ て 保 \equiv 11 そ さ 係 \mathcal{O} う \mathcal{O} 車 安 る れ 日 以 基 る 他

附 則第 + 八 条 \mathcal{O} 兀 第 +項 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る

10 三十 Ł る 装 き に 定 す 中 ŧ 置 t 月 \otimes 兀 \mathcal{O} 車 年 +を \mathcal{O} る 6 \mathcal{O} \mathcal{O} -- 両 +保 取 日 \mathcal{O} 備 う と __ 得 安 以 取 え ち L た 条 ___ 重 て 基 降 車 \mathcal{O} 月 価 る 量 準 規 t 車 定 に 両 額 _ に が 適用 安定 定に 日 係 両 8 及 \mathcal{O} 八 安定 لح カン る 5 び (施 1 第三十 5 性 ょ あ れ 同 さ ン 平 行 性 れ る た 条 制 ŋ を 成 規 車 \mathcal{O} る 御 平成二十 \mathcal{O} 制 超 三十 七条 規定 則 御 べ 装 は 線 え二十 き 置 で 装 逸 第 定 置 脱 に Ł に 一年三月 取 8 警 ょ \mathcal{O} 係 八 __ \vdash る保 年二 得 項 衝 とし る 報 り ン 穾 装 平 価 Ł \mathcal{O} 以 Ξ 被 規 置 成 て 安 月 額 \mathcal{O} 下 $\bar{+}$ 二十 定め 基 定 に 害 に カゝ _ \mathcal{O} 潍 限 軽 係 6 日 \mathcal{O} _ 適用 る。 三 日 減 る 七 5 以 ラ 制 保 年 降 百 ま れ 同 ツ $\overline{}$ 五 で 動 安 八 た 条 に に ク 基 月 衝 適 +に で 制 0 \mathcal{O} で 行 突被 初 御 準 規 用 万 11 __ あ 装 日 定 円 わ 7 \emptyset \mathcal{O} さ \sim 害 以 を れ は 7 置 11 に れ 7 ず 降 控 た 新 及 軽 ょ る 除 と 当 規 び に 減 り 道 れ ベ 平 き 該 登 車 適 制 き 路 l に 取 録 用 動 成二 運 7 Ł 4 得 限 得 等 逸 さ 送 適 制 \mathcal{O} +た が を 脱 合 れ 御 لح 車 ŋ 装 平 す る 兀 両 る 置 年 口 成 け ベ 法

に そ 十二ト 以 \mathcal{O} 以 下 則 下 \mathcal{O} 同 第十 項 ン \mathcal{O} \mathcal{O} 基 を を 項 え 環 \mathcal{O} 1 同 準 を 境 項 ラ 超 条 保 に え 加 ツ 条 第 に る 全 お ク え 1 \mathcal{O} 十三 改 バ 兀 ン 11 ス 等 以 に \aleph \mathcal{O} て 第 項 技 十三 下 と \mathcal{O} 術 車 \neg 平 基 車 を 項 1 成 準 逸 線 ラ を _ 脱 同 三 で バ 同 ツ カュ 条 ク + 施 警 5 ス 条 第 に 行 報 \mathcal{O} 等 第 __ 年三 規 装 逸脱 十 あ 及 +則 置 び 兀 0 $\overline{}$ 7 月 に 車 項 で 項 三十 は、 定め 対 を کے 両 同 す 総 11 条第十 平 る う る 重 _ 0 安全 成三 日 量 Ł 同 $\overline{}$ が \mathcal{O} 条 +_ 性 三 \mathcal{O} に 第 を 年 係 + 項 下 \mathcal{O} • 十 に る 向 五 \neg 保 項 月 車 上 1 \neg 三 線 安 を 中 ン $\bar{+}$ 車 逸 上 义 を 同 条 両 脱 又 る 超 車 _ 第 日 総 警 え 二 は た 両 +報 公 \emptyset 重 総 \sqsubseteq +項 害 \mathcal{O} 重 を が 置 防 装 \mathcal{O} \vdash 加 止 八

11 法 7 定 両 \Diamond 兀 十 5 重 量 n 条 た が 車 \mathcal{O} 規 両 +定 安 定 に ン 性 ょ を 制 り 超 平 御 え 成 装 置 ++に 係 七 \vdash る 年 ン 保 九 以 安 月 下 基 __ \mathcal{D} 準 日 及 以 ラ 降 び ツ 同 12 ク 条 適 で \mathcal{O} 用 あ 規 さ 0 定 れ 7 に る ょ ベ 道 き n 路 平 運 成 送 重

初 御 る。 び 十 11 装置 取得 て 8 衝 突被 は て 価 新 に 兀 規 害 当 係 額 該 軽 登 る保安基 取得 と 減 日 録等を受 あ 制 以 が 平 降 る 動 \mathcal{O} 制 潍 ける 御装 は、 成三十年 \mathcal{O} 11 用 置を ŧ ず さ \neg 取 \mathcal{O} れ れ 得 + \mathcal{O} 備 に る 月三十 取得に 価 え ŧ べ 適合 きも 額 るも カュ ら三百 す 係 \mathcal{O} _ \mathcal{O} 日ま る る第三十七 (施 ŧ L 行 五. で \mathcal{O} て 定め 規 +に \mathcal{O} 行 則 万 う 条第 で定 ち、 わ 円を控除 5 れ れ た衝 たときに _ \Diamond 車 項 る 両 安定 突被 L \mathcal{O} ŧ て 規 \mathcal{O} 限 得 定 に 性 た り \mathcal{O} 限 制 適 額」 る 御 用 同 制 とす 項中 に $\overline{}$ 動 置 0 で 及

 \emptyset る。 附 則第十 九 条 中 平 成三十年三月三十 _ 日 \sqsubseteq を 平 ·成三十 __ 年 九 月三十 日 \sqsubseteq に 改

日 附 則第二十 に 改 かる 一条第 -- 項 中 平 成三十年三月三十 -- 日 _ を 平 成三十三年三月三十

附 則

(施行 期

日

1 $\overset{\sim}{\smile}$ \mathcal{O} 条 例は、 平成三十 年四 月 一 カコ 6 施行 する

法 人 \mathcal{O} 事 業税 に 関 す る 経 過 置)

2 た 定中 以 事業 後 法 \mathcal{O} 年 開 条 人 度 始 0 例 12 に する事業 事業税に関 よる 係 る法 改 人 年 正 度に する \mathcal{O} 後 事 \mathcal{O} 係る 業税 部 埼 玉県税条例 分は、この に 法 9 人 0 11 事 7 条 例 ず業税に は、 以 \mathcal{O} な 下 施行 お 9 改正 従 V \mathcal{O} 前 7 適用 日(以下「施行 後 \mathcal{O} 例 の条例」 によ Ĺ 施 る 行 と 日 日 V ことい 前 う。 に 開 . う。 始 \mathcal{O}

(不動 産 取 得 税 に 関 す る経過 措 置)

3 に対 て 改 Œ す 後 る て \mathcal{O} 不動産 課 条例 す ベ \mathcal{O} 取得 き 不 規定 税に 動産 中不 9 取 動 得 産 11 取得税 :税に T は、 2 な 11 に 7 関 お 適用 する 従 前 部 \mathcal{O} L 分は 例 に 施 行 ょ る。 日前 施 行 \mathcal{O} 日 不 以 動 後 \mathcal{O} 産 不 \mathcal{O} 取 動 産 \mathcal{O} 取 対

(自動 車 取 得 税 に 関す る経過措 置)

4 る。 行 改 正 日 \mathcal{O} 後 \mathcal{O} 後 動 条 車 \mathcal{O} 自 例 \mathcal{O} 附 取 動 則第十 得 車 \mathcal{O} 取 対 八 条 て \mathcal{O} 対 課 四第 す る て 九 自 課 項 動 す カュ 車 ベ き自動 ら第十 取得税 _ に 車 項まで及 取 0 V) 得 税に ては、 び第十三項 0 な 11 お従 て適用 前 の規定は、 \mathcal{O} 例